生活福祉資金 新型コロナウイルス特例貸付
償還免除の手続きについて

本通知は償還免除申請についてのご案内です。下記「対象年度確認表」に記載された免除要件にあてはまる場合は、必要書類を添付し手続きを行ってください。
償還免除が決定すると、貸付金を返済いただく必要がなくなります。償還免除決定日により免除額に差異が生じますので、速やかに申請いただきますようお願いいたします。なお、すでにご返済いただいている償還金につきましてはご返金いたしかねます。何卒ご了承ください。

●対象年度確認表

	判定年度	対象貸付	償還開始月	免除条件
1	R4年度 判定免除	・緊急小口資金 ・総合支援資金初回	令和5年12月31日以前	R3年度またはR4年度の住民税が非課税
2	R5年度 判定免除	・緊急小口資金 ・総合支援資金初回 ・総合支援資金延長	令和6年1月1日以降	R5年度の住民税が非課税
3	R6年度 判定免除	・総合支援資金再貸付	令和7年1月1日以降	R6年度の住民税が非課税

※償還開始月が異なる貸付も含まれます。資金の種類にてご確認ください。
※借受人以外の方が世帯主の場合は世帯主も借受人と同年度の非課税証明書が必要となります。

●必要書類について

貸付ごとにそれぞれ免除申請の手続きが必要です。 上記の「対象年度確認表」をご参照のうえ、対象貸付と免除要件をご確認いただき、**必要書類①～③を同封の返信用封筒に入れて郵送してください。**

項番 No.	申請に必要な書類	セルフ チェック欄
①	**償還免除申請書**	□
②	**住民票** ※必ず下記の条件を満たす住民票をご送付ください。 ・**世帯主の記載**があるもの ・**「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」**と記載のあるもの ・マイナンバーの記載のないもの ・事務センターへの到着日を起点に**3か月以内**に発行のもの	□
③	**非課税証明書** **・必要な年度の非課税証明書（「対象年度確認表」要参照）** ・均等割、所得割の両方が非課税である ・借受人以外が世帯主の場合は世帯主の非課税証明書 **（借受人の非課税証明書と同年度）**も必要	□借受人 □世帯主

※償還免除申請には審査があり、約2～3ヶ月お時間を頂戴する場合があります。
※償還免除申請の結果は郵送にて「決定通知書」を送付いたします。
お電話での回答はいたしかねますので何卒ご了承ください。